

○国会審議における主な議論

〔総務省自治税務局市町村税課 作成〕

質問要旨	答弁要旨
平成 31 年度に森林環境譲与税が創設されるということで、平成 30 年度税制改正の大綱の中では、「市町村は、森林環境譲与税を間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない」とされている。 この使途については、限定的なものなのか、それとも例示的なものなのか、具体的にどのような内容を想定しているのか。 放置竹林の問題を解決するためには、竹材利用を促進することが重要であり、竹材を利用する加工業者等の支援もできるような内容にしていたきたいと思っているが、いかがか。	市町村分に係る森林環境譲与税の使途については、平成 30 年度税制改正の大綱において、「間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」として使えることになっている。 各地方団体において、こうした使途の範囲内で、それぞれの地域の実情にあわせて考えて、森林の整備及びその促進に対する事業を幅広く、弾力的に実施できると考えている。 具体的には、竹林といえば、森林であると理解できるので、使えると解釈している。
森林環境税の使途については、与党税制改正大綱に、市町村においては、「間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされ、都道府県においては、「市町村の支援に関する費用」とされているが、こうした使途については限定的なものなのか、それとも例示的に挙げられたものか。 使途については、もし限定的でないとするならば、人の育成、森林観光、あるいは健康、教育の分野と結びつけて活用してもらいたい。	森林環境税は、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で、温室効果ガス吸収源などの重要な役割を担う森林を支える仕組みとして創設するもの。 このことから、市町村分の森林環境譲与税の使途については、都市部の住民を含めた国民全体の理解を得ていく必要があるので、平成 30 年度税制改正の大綱において、「森林整備及びその促進に関する費用」とされているところ。 「促進」というのは、多義的な部分があるが、いずれにしても、各地方団体においては、こうした使途の範囲内で、それぞれの地域の実情に応じて、森林整備そのもののほか、木材利用の促進、森林環境教育、あるいは森林の有する公益的機能に関する普及啓発などにも取り組んでいただけるものと考えている。
現在の自治体の超過課税に上乗せをして、地方自治体が現在行っている事業を展開するというのは許されるという理解でよろしいか。 また、超過課税によって現在自治体が行っている事業に充てられないということもあるのか。	森林環境譲与税の使途については、法律上、森林の整備に関する施策及び森林の整備の促進に関する施策と規定しているところであり、その範囲内でのみ使用が可能である。 各地方団体においては、この範囲内において、地域の実情に応じて幅広く弾力的に事業を実施することが可能であり、超過課税による府県が実施する事業の上乗せ分への活用も、森林環境譲与税の法律上の使途の範囲内であれば活用は可能である。 逆に申し上げれば、この使途の範囲内でなければ活用はできない。
譲与税の使途について、森林環境保全や林業関係の業務に従事する職員の人件費に充てること	森林経営管理制度の開始に伴い、経済的に成り立たない森林については、市町村自らが経営管理

は可能か。	を行うなど、地方団体が森林の整備等に取り組むことが必要となる。これらの取組に必要な人件費については、森林環境譲与税を充てることが法律上可能ではあるが、既存の人件費の単なる振り替え等については、森林環境税をご負担いただく国民のご理解を得にくいのではないかと考えている。
研究会報告や税制改正大綱では、森林環境税・譲与税について新たな森林経営管理システムの導入を前提としている。 森林環境税・譲与税は、森林経営管理法で新たに市町村に課せられる森林整備についての財源として位置づけられているという理解でよろしいか。	森林環境譲与税の使途については、法律上、 ・「森林の整備に関する施策」及び ・「森林の整備の促進に関する施策」 と規定しているところであり、この範囲内で活用が可能である。 各地方団体においては、この使途の範囲内において、地域の実情に応じて幅広く弾力的に事業を実施することが可能であり、森林経営管理法に基づく事業についても活用可能である。
今回導入される森林環境譲与税の使途をできるだけ幅広く解釈して、現行各地方公共団体で使っているような使途、ほとんどがカバーできるようにすべきではないか。 具体的には、今回提出されている森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案第34条の中に、木材の利用その他の森林の整備の促進に関する施策に使えるということになっているが、この解釈を幅広く解釈して、有害鳥獣対策や、あるいは比較的小さい公衆トイレのようなものも含めた公共施設の木造化等を対象に読めるようにすべきだと思うがいかがか。	森林環境譲与税の使途については、法律上、 ・「森林の整備に関する施策」及び ・「森林の整備の促進に関する施策」 であるので、各地方団体においては、この使途の範囲内において、地域の実情に応じて、幅広く弾力的に事業を実施することが可能である。 有害鳥獣対策については、様々な事業が考えられ、一概にお答えできないが、法律の使途の範囲内のものであれば、可能であり、例えば、森林保全につながる森林被害対策としての鹿の駆除などは対象となりうるものと考えている。 また、公共施設の木造化については、森林の整備の促進に関する施策として、法律上示されている木材の利用の促進に該当し、利用可能と考えている。
森林のほとんど存在しない市町村において森林整備に資するように森林環境譲与税を活用することが必要であると思うが、どのような活用が想定されるのか。	森林環境譲与税については、都市部の住民を含めた国民全体の理解を得ていく必要があるので、都市部においても実施される、木材利用の促進あるいは普及啓発を使途の対象としているところ。 また、森林整備が進むことで間伐材の供給が増え、間伐材の値段が下落する可能性がある。したがって、都市部の地方団体で木材の利用が進み、間伐材の値段が維持、又は上がっていくことにより、さらに間伐が進み、山間部における森林整備から、都市部における木材利用までの間の経済の好循環が生まれることが期待されるところ。 これらによって、国民の理解のもとに、全体と

	して森林整備が着実に進展することを想定しているところ。
森林環境税は、天然林化にも今後使途として使っていくべきだと考えるが、いかがか。	森林環境譲与税の使途については、法律上、 ・「森林の整備に関する施策」及び ・「森林の整備の促進に関する施策」 と規定しているところ。 各地方団体においては、この法律上の使途の範囲内において、地域の実情に応じて、幅広く弾力的に事業を実施することが可能であり、人工林を天然林化する事業についても、「森林の整備」に該当するものとして、活用可能であると考えている。